

保健センター 中店 8-33 ☎823-4418 ☎823-0020
休館日◆土・日曜日、祝日

保健センターでは、妊産婦や乳幼児対象の母子保健・成人の健康づくり・精神保健福祉に関する事業を行っています。
子育て関係の事業の案内は4、5ページをご覧ください。

8月の保健行事

催 し 名	月 日	時 間	注 意 事 項 な ど
ひまわり栄養相談 (個別栄養相談)	月～金曜日 (祝日を除く)	9時～16時	管理栄養士が食生活についてのアドバイスを行っています。 申し込み =事前に電話で保健センターへ
健 康 相 談 室	毎週月曜日 (祝日を除く)	9時～11時	身体計測、尿検査、血圧測定、育児相談、離乳食相談、健康相談など 対象 =乳幼児 持参物 =母子健康手帳
こころの相談室 (精神保健福祉相談)	8月18日(金)	13時30分～ 15時30分	精神科医師が心の不安、思春期の悩み、アルコール依存などの相談に応じます。 対象 =本人または家族など 申し込み = 8月10日(木)までに電話で保健センターへ
	9月25日(月)		申し込み = 9月15日(金)までに電話で保健センターへ

場所=保健センター

駐車場=旧千葉家住宅駐車場を利用してください。(セブンイレブン海田中店店の隣にあります)

.....

子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券

対象者に、平成29年度子宮頸がん・乳がん無料クーポン券を5月末に送付しています。

この無料クーポン券は町が実施する集団健診・個別検診で使用することができます。
(集団健診の実施日や個別検診の対象医療機関は、5月号広報と一緒に配布済みの「健診のしおり」を確認してください)

がんは早期発見・早期治療が大切です。
この機会にぜひ、がん検診を受けましょう。

有効期限◆平成30年3月31日
※無料クーポン券の再発行を希望する人は、保健センターまで連絡してください。再発行時には本人確認のため、運転免許証・保険証などを持参してください。

対象者 (女性のみ)

年齢	生年月日	検診の種類	
		子宮頸がん	乳がん
20歳	平成8年4月2日～平成9年4月1日	○	
40歳	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日		○

※年齢は平成29年4月1日現在です。

.....

春から秋にかけては、マダニの活動が活発となります。山や草むらでの屋外活動の際には
マダニの感染症「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)」に 注意しましょう！

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) とは？	予防方法・注意点は？
平成23年に初めて特定されたSFTSウイルスに感染することにより引き起こされる病気です。 主な症状は発熱と消化器症状（食欲低下、おう気、おう吐、下痢、腹痛）です。重症化すると、死亡することもあります。検査体制が整った平成25年以降、県内での発症は22人、そのうち5人の死亡が確認されています。	まずは、マダニにかまれないようにすることが重要です。そのためには、 ①長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくしましょう。 帽子・手袋を着用し、首にタオルを巻く、長靴を履くことも効果があります。 ②屋外活動後は体や衣服をはたき、マダニに刺されていないか確認しましょう。 ③すぐに入浴して体をよく洗い、着ていた衣服は洗濯しましょう。
感染経路は？	
多くの場合、ウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染していますが、感染患者の血液、体液との接触感染も報告されています。	

ひとり親家庭のための手当

こども課 ☎823-9227 ☎823-9627

ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として「児童扶養手当」を支給しています。

次のいずれかにあてはまる児童を養育しているひとり親家庭などの母、父または養育者（祖父母など）に、手当が支給されます。

対象となる児童◆18歳到達以後最初の年度末までの間の児童（児童に中度以上の障がいがある場合は20歳未満）で、次のいずれかの状態にある児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡または生死不明である児童
- 父または母が重度の障がい有する児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

臨時福祉給付金 **経済対策分** の申請について

海田町臨時福祉給付金コールセンター ☎822-2201 ☎823-9627

臨時福祉給付金（経済対策分）の受け付けは **9月29日(金)まで** です。

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮して、支給する給付金です。
この給付金に該当すると思われる人には、3月下旬に申請書などを送付しています。申請していない人は期限までに申請をしてください。

支給対象者◆平成28年1月1日時点で、海田町に住民登録されている人で、平成28年度分の町民税均等割が課されていない人（町民税が課されている人の扶養親族等の人や生活保護を受給している人は、町民税が非課税であっても支給の対象外となります。）
支給額◆1万5千円（1人あたり）



申請方法◆申請書などの提出書類を郵送または持参してください。
提出書類◆
①申請書
②本人確認書類（保険証、運転免許証など）の写し
③振込口座の通帳の写し など

人権擁護委員の
俵 尚子さんが表彰されました

人権擁護委員としての功績が顕著であったとして、6月16日に開催された広島県人権擁護委員連合会総会において、次のとおり表彰されました。

全国人権擁護委員連合会長表彰 俵 尚子さん